第15期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 会社の支配に関する基本方針 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

上記に記載した箇所につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.ea-j.jp/)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款 及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況 を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監 視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づ き監査役の監査を受けるものとする。
- ③内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役会長直轄機関として 継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結 果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜 報告する。
- ④取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置しており、また、定例委員会を開催し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非違行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ⑤取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程 違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事 実を発見したときには、「懲戒規程」第6条に従い直ちに管理部門担当取 締役に報告するものとする。
- ⑥子会社においても、当社及び子会社独自による監査役監査及び内部監査を 実施し、取締役及び使用人の職務の執行状況、法令・定款及び社内規程の 遵守状況について監査を受けるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査 役の監査を受けるものとする。また、法令又は取引所適時開示規則に則 り、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社の事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
- ②取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を管理し、定期的に見直し、上長に報告するものとする。
- ③不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長が、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
- ④子会社においても、必要な社内規程の整備を行い、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会に参加し、損失の危険等の管理に関する適切な体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ②取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。また、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ②当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理 規程」に定め、経営企画部長は、同規程に定める一定の事項等についての 協議及び報告を求め、子会社は求めに応じて協議及び報告を行う。
- ③当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には、子会社は、当社の経営企画部長及び監査役に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの 独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査 役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
- ②当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務に係る業務 を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- ②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不 正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査役に報 告するものとする。
- ③監査役は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要 に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及 び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合 には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

- ④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼす おそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を管理本部長へ報告 するものとする。報告を受けた管理本部長は、法令及び社内規程に基づい て監査役に報告するものとする。
- 8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還 の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の 処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。

- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - ②監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。
- 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫くことを社内に周知徹底する。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

Ⅱ、業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための取り組みの状況

- ①当社常勤役員、子会社代表取締役及び関連部門長で構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を、2ヶ月に1回開催しております。当事業年度においては、事務事故トラブル、リスク分析、部内検査の導入、コンプライアンス研修の状況等について審議いたしました。
- ②コンプライアンスに関しては、法令等の遵守、様々なハラスメントへの注意喚起、情報管理、SNSの使用、インサイダー取引防止等についての研修をe-learning等を活用して当社グループの管理職、派遣社員を含めた社員を対象に実施いたしました。
- ③インサイダー取引防止策として、取締役会で重要事実あるいは重要事実に 該当するおそれのある議案の審議が行われた場合は、第三者へ漏洩しない 旨を記載した誓約書を、取締役会の出席者全員に提出を義務づける運用を 継続実施しております。
- ④年間計画に基づいて当社及び子会社を対象とした内部監査を実施し、その 実施結果を監査役会及び取締役会へ報告いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ①「リスク管理規程」を制定し、取締役副会長を委員長としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証し、必要な体制の整備を図っております。子会社の代表取締役もコンプライアンス・リスク管理委員として審議に参加しております。
- ②事業継続計画 (BCP) に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資機材の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①経営委員会は、社内取締役全員で構成され常勤監査役も出席し、月1回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っています。取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度内に取締役会は18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ②指名・報酬委員会は社外役員3名常勤役員2名の計5名で構成され、委員 長は社外取締役が務めております。当事業年度は、取締役の選任、役員報 酬に関する制度設計の検討や、取締役等のスキルマトリックス等について 審議し、取締役会に答申しました。
- ③当事業年度も取締役会の実効性評価を行い、概ね実効性が確保できていると評価しました。取り組むべき課題として、取締役会の議事進行時間について、協議・議論すべき事項に十分な時間が確保できるよう時間配分基準の見直し及び定着化を行いました。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

- ①当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会には、 当社の子会社担当部門長も出席をしております。取締役会では、子会社を 含めた当社グループ全体の業務執行の状況等を確認・協議しています。
- ②「関係会社管理規程」を定め、子会社が取締役及び重要な使用人の人事及 び重要事項の決定を行うときは、事前に当社に関係資料を添えて報告され ております。また、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表 等の重要書類が当社の管理本部へ提出の上、報告されております。
- ③当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。
- ④当社で使用しているワークフローシステムを子会社においても導入し、業務の適正化、効率化を図っております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するため、その他の監査役への 報告に関する取り組み状況

- ①「監査役、監査役会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が 監査役に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、取締 役が監査役との情報交換を行っているほか、監査役が取締役会、経営委員 会等の重要な会議に出席することで、当社及び子会社の職務遂行に関する 重要な報告がなされております。
- ②取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正 行為等が発生した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。
- ③監査役から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役並びに各使用人が迅速に対応しております。さらに、監査役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室並びに会計監査人と随時意見交換を実施し、積極的な情報収集に努めております。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確保するための取り組みの状況

「監査役、監査役会に対する報告義務規程」において、監査役に対し報告した者は不利な取扱いを受けないことを明記しております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、当事 業年度内に17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、 協議を行っています。

また、監査役は、会計監査人や内部監査室長と連携し、実効的・効率的に監査を行っております。

9. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

- ①定期的に開催される公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が主催する定例研修会への参加等により、反社会的勢力に対する現状と対策について情報収集に努めております。
- ②新規取引の開始にあたっては信用調査機関等の情報に基づく反社会的勢力への該当性チェックを実施しており、問題がないことを確認しております。また、既存取引先についても定期的に反社会的勢力への該当性チェックを実施しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

(単位:千円)

					(十二:111)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	647, 065	761, 905	2, 267, 736	△548, 271	3, 128, 436
当 期 変 動 額					
新株の発行	7, 312	7, 312			14, 624
剰余金の配当			△173, 348		△173, 348
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			406, 614		406, 614
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当期変動額合計	7, 312	7, 312	233, 265	_	247, 890
当 期 末 残 高	654, 377	769, 217	2, 501, 001	△548, 271	3, 376, 326

	その他の包括 利益累計額 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	26, 574	_	3, 155, 011
当 期 変 動 額			
新株の発行			14, 624
剰余金の配当			△173, 348
親会社株主に帰属する 当期純利益			406, 614
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23, 612		△23, 612
当期変動額合計	△23, 612		224, 277
当 期 末 残 高	2, 962	_	3, 379, 288

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託

株式会社中央グループ

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純

資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により

算定)を採用しております。

ロ. たな卸資産

方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用し ております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

10年~15年

工具、器具及び備品 5年~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における 利用可能期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法 を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお ります。

口, 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見 込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認めら れる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の株式会社中央グループにおいて、2021年4月20日を施行日とする退職金規程の改定を行い、2021年2月28日以降の勤続年数による退職一時金の加算を打ち切る変更を行っております。これに伴い確定した退職給付に係る負債について、固定負債の長期未払金として表示しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計 基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年 3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

• 偶発債務

保証債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

当連結会計年度末 (2022年2月28日)

保証極度相当額

245, 956, 865千円

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年(保証期間)の不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証債務は、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行ったうえで、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。また、当保証債務は、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額245,956,865千円のうち160,941,935千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額、すなわち当社から主たる債務者へ求償しうる総額は85,014,930千円となります。

なお、当保証債務は、当社の非対面決済サービスH'OURSを利用した取引を対象としていますが、①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっており、過去、事故が発生した案件はございません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	末の株式数
普通株式	45, 630, 483株	87,886株	-株	45, 718, 369株

(注) 普通株式の株式数の増加87,886株は、譲渡制限付株式の交付による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

1	株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
	普通株式	2, 293, 335株	3,600株	-株	2, 296, 935株

(注) 自己株式の株式数の増加3,600株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基準日	効 力 発 生 日
2021年5月27日 定時株主総会	普通株式	173, 348	4.00	2021年 2月28日	2021年 5月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	173, 685	利益剰余金	4. 00	2022年 2月28日	2022年 5月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2, 766, 884	2, 766, 884	_
② 売掛金	532, 032	532, 032	_
③ 投資有価証券			
その他有価証券	83, 895	83, 895	_
④ 長期預金	100, 000	99, 996	$\triangle 4$
資産計	3, 482, 812	3, 482, 808	$\triangle 4$
 買掛金 	95, 251	95, 251	_
② 未払法人税等	133, 075	133, 075	_
負債計	228, 326	228, 326	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの投資有価証券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を使用しております。

④ 長期預金

元利金の合計額を新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在 価値により算定しております。

負債

① 買掛金、② 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	136, 979

差入保証金については、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが困難と認められることから、時価評価は行っておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

77円83銭

(2) 1株当たり当期純利益

9円37銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から) 2022年2月28日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本		
		資 :	本 剰	余 金	利	监 剰	余 金
	資 本 金		その他	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金		投資損失 準備金	繰越利益 剰 余 金	合 計
当期首残高	647, 065	662, 065	99, 840	761, 905	32, 770	1, 828, 651	1, 861, 421
当期変動額							
新株の発行	7, 312	7, 312		7, 312			
剰余金の配当						△173, 348	△173, 348
投資損失準備金の 積 立					33, 527	△33, 527	-
投資損失準備金の 取 崩					△32,770	32, 770	_
当期純利益						183, 036	183, 036
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当期変動額合計	7, 312	7, 312	_	7, 312	757	8, 931	9, 688
当期末残高	654, 377	669, 377	99, 840	769, 217	33, 527	1, 837, 582	1, 871, 110

	株 主	資 本	評価・換算 差 額 等	立件习处体	純資産	
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純 資 産合 計	
当 期 首 残 高	△548, 271	2, 722, 122	26, 574	_	2, 748, 696	
当期変動額						
新株の発行		14, 624			14, 624	
剰余金の配当		△173, 348			△173, 348	
投資損失準備金の 積 立		_			-	
投資損失準備金の 取 崩		ı			ı	
当期純利益		183, 036			183, 036	
自己株式の取得					_	
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△23, 612		△23, 612	
当期変動額合計		24, 312	△23, 612		700	
当期末残高	△548, 271	2, 746, 435	2, 962	_	2, 749, 397	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式
 移動平均法による原価法を採用しております。
 - その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資

産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方

法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用し ております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

10年~15年

工具、器具及び備品 5年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における 利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法 を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお

ります。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見

込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる

額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権18,527千円長期金銭債権41,864千円短期金銭債務5,182千円長期金銭債務15,092千円

(2) 偶発債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

当事業年度末 (2022年2月28日)

保証極度相当額

245, 956, 865千円

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年(保証期間)の不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証債務は、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行ったうえで、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。また、当保証債務は、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額245,956,865千円のうち160,941,935千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額、すなわち当社から主たる債務者へ求償しうる総額は85,014,930千円となります。

なお、当保証債務は、当社の非対面決済サービスH'OURSを利用した取引を対象としていますが、①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっており、過去、事故が発生した案件はございません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

4,742千円

什入高

41,021千円

営業取引以外の取引高

219千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2, 293, 335株	3,600株	-株	2, 296, 935株

(注) 自己株式の株式数の増加3,600株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,583千円
賞与引当金	11,454千円
減価償却超過額	0千円
資産除去債務	10,401千円
貸倒引当金	1,288千円
その他有価証券評価差額金	181千円
その他	19,513千円
繰延税金資産合計	46,423千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,488千円
投資損失準備金	△14,797千円
資産除去債務に対応する除去費用	△6,807千円
繰延税金負債合計	△23,093千円
繰延税金資産の純額	23, 329千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割	2.0%
株式報酬費用	0.1%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				信託サービス の利用料支払	36, 206	未払金	3, 696
子会社	株式会社エス クロー・エー ジェント・ジ ャパン信託	所有 直接100%	信託サービスの 利用 システム提供 事務所転貸 役員の兼任	システム提供 料の受取	1, 176	売掛金	33
						前受金	523
				事務所転貸	10, 055	長期預り敷金	14, 348
				業務委託料 支払	4, 815	買掛金	110
子会社	株式会社中央グループ	所有 直接100%	業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	20, 443	一年以内 貸付金	17, 827
				利息の受取	219	長期貸付金	41, 864
						長期預り敷金	744
				システム提供 料の受取等	3, 566		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件の決定方針については、通常の取引と同様の方法により 決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しておりま す。なお、担保は受け入れておりません。
 - 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

63円32銭

(2) 1株当たり当期純利益

4円22銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。